

2019年4月法改正施行。ご準備は大丈夫ですか？

働き方改革

この残業手当制度はアブナイかも

- ✓ 営業手当を残業代の代わりにしている
- ✓ 全員一律の固定残業代になっている
- ✓ 基本給に残業代を含めている
- ✓ 残業代なしは従業員も承知の上
- ✓ 給与明細の項目が不正確だ

経営の視点で特定社会保険労務士が
御社の働き方改革を成功に導きます！

こんにちは！「ツノダ人事多摩オフィス」は東京都三鷹市にある社会保険労務士事務所です。

このたびの「働き方改革」では「**残業時間**」や「**有給休暇**」等に関する様々な義務や罰則が規定されました。今後、**未払い残業代**の請求や労働基準監督署の指導も増えることでしょう。**給与計算**も会社はこれまでと同じやり方で正しく支給しているつもりでも、法令に照らし合わせると実は誤っていることがあります。**不安な要素があれば、できることから解決していきましょう。****残業代**や**休日・休暇**等のトラブルは経営者にとっても従業員にとっても、本業と無関係の多大なストレスがかかります。労働トラブルに強い特定社会保険労務士が確実な整備を行い、貴社の働き方改革を成功に導きます。

ポイントは残業代です

ツノダ人事多摩オフィス
特定社労士 角田 博一

PROFILE

1970年生まれ 獅子座 O型
茨城県古河市出身 東京都東久留米市在住

歴史や日本酒好き。ジーンズメーカーでの店長職や営業職を経てから、大手社会保険労務士事務所で経験をつんだ変わりダネ社労士です。だから「働く人」「部下がいる人」「経営する人」の気持ちがわかります。



社会保険労務士事務所

ツノダ人事
多摩オフィス



裏面無料相談FAX申込用紙

TEL:0422-29-9460

受付時間 月～金 9:00～18:00

〒181-0013 東京都三鷹市下連雀3-22-5 青木ビル3F

<http://www.tsunoda-jinji.jp/>

ツノダ人事

検索

全国社会保険労務士連合会 登録番号13080289



無料相談FAX申込用紙



ツノダ人事では武蔵野・多摩地域の中小企業の方に向けて働き方改革、残業代、有給休暇、給与計算等に関する無料相談を行っています。経営者の方はもちろん人事労務、総務ご担当の方、お気軽にお問い合わせください。



貴社名

業種

ご担当者名

部署名

TEL

E-mail

気になる項目 ☐ 残業時間・残業代 ☐ 就業規則・賃金規則 ☐ 有給休暇
☐ 給与計算 ☐ その他()

従業員数(パート・アルバイト含む) ☐ 10名未満 ☐ 10名～30名 ☐ 30名以上

何かございましたらご自由にご記入ください

FAX番号 0422-29-9462 に送信ください
折り返しお電話・メールいたします。

こんなお悩みもお気軽にお問い合わせください。

- ☒ 従業員の給与を変更したい
- ☒ 給与計算を外注したい
- ☒ 未払い残業代を請求されてしまった
- ☒ 作りっぱなしの就業規則を見直したい
- ☒ 最近、36協定を届け出ていない
- ☒ 時間外や休日出勤を改善したい
- ☒ アルバイトやパートの処遇が悩みだ
- ☒ 問題社員の対応がよくわからない
- ☒ 就業規則の内容と勤務実態が異なる
- ☒ 給与計算担当者が掛け持ちで大変だ



社会保険労務士事務所

ツノダ人事
多摩オフィス



ホームページからお問い合わせください

TEL: 0422-29-9460

受付時間 月～金 9:00～18:00

〒181-0013 東京都三鷹市下連雀3-22-5 青木ビル3F

<http://www.tsunoda-jinji.jp/>

ツノダ人事

検索

全国社会保険労務士連合会 登録番号13080289